

預金口座振替規定

1. 収納企業から株式会社東日本銀行（以下「銀行」といいます）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を収納企業に返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届け出ます。なお、この届け出がないうまま長時間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。この預金口座振替について仮に紛争が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行にはいっさい迷惑をかけません。